

# 公益社団法人 栃木県柔道整復師会調定委員会規則

## (目 的)

第1条 この規則は、社団法人栃木県柔道整復師会定款施行細則第23条の規定に基づく調定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (構 成)

第2条 委員会は、原則として選出された理事、支部長及び会員からなる調定委員（以下「委員」という。）をもって構成し、定数は7名以内とする。

- 2 委員は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。任期は定款第26条の規定を準用する。
- 3 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を行う。

## (職 務)

第3条 委員会は会長及び理事会の諮問に応じ、次の事項を調査審議のうえ、会長並びに理事会に答申する。

(1) 懲戒処分に関するもの

- ア 嚴重注意
- イ 文書戒告
- ウ 除名処分

(2) 会員の利害関係に関する諸問題について

(3) その他

特に調査審議を必要とするもの

- 2 前項の答申は、文書でこれを行うものとし、理事会は十分これを尊重しなければならない。

## (委員会の開催)

第4条 会長は必要に応じ委員会を招集する。

- 2 理事会は、必要に応じ委員会の開催を会長に要請し開催させることができる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## (事情及び意見の聴取)

第5条 委員会は、諮問事項について必要があるときは、利害関係者及び所属支部長等の出席を求めて意見を聴くことができる。

- 2 調査審議の対象となる会員（以下「対象会員」という。）に対する調査審議の方法は、次

によるものとする。

- (1) 対象会員の出席を求め、疑問点について説明を求める。
- (2) 対象会員に弁明の機会を与え、記録するとともに、資料の提示を求める。
- 3 委員は、調査審議にあたっては対象会員の人格、任意性等を尊重し、会員としてあくまでも対等に、相互の融和をそこねるような言動は慎むものとする。

### **(処分権の行使)**

第6条 処分は理事会の議決に基づき、会長が行う。ただし、除名処分は定款第9条の手続きを経なければならない。

### **(委員の除斥)**

第7条 委員は、次に掲げる事由があるときは、その職務の執行から除斥される。

- (1) 当該委員が審議の対象となったとき。
- (2) 当該委員が審議の対象となった会員と利害関係があるとき。
- (3) 前各号に掲げる事由のほか、委員の2分の1以上が適当でないと認めたとき。

### **(委員の責務)**

第8条 委員及びその職にあった者は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

## **附則**

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則に、規定のない必要な事項は、その都度理事会にはかり決議し処理するものとする。